

富山県告示第62号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
スギ薬局砺波店	砺波市太郎丸二丁目41番地32	精神通院医療		令和3年2月1日

富山県告示第63号

土地改良区の定款変更の認可について

庄西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年1月25日認可した。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第64号

土地改良区の定款変更の認可について

庄東用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年1月25日認可した。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第65号

土地改良区の定款変更の認可について

井口村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年1月25日認可した。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第66号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺123	更生医療	心臓脈管外科に関する医療	令和3年2月28日

富山県告示第67号

令和2年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から同法第4条第1項本文の種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	生年月日	等級	飼養者の所在地及び名称
32016030001	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 986-07 (日豚D種DD16-A000772)	令和元年 11月23日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030002	豚	デュロック種	シムコデー オオダテ 7 684-05 (日豚D種DD05-A000955)	令和2年 1月18日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030003	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 999-06 (日豚D種DD16-A000784)	令和2年 1月21日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030004	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 4 004-08 (日豚D種DD16-A000778)	令和2年 1月29日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030005	豚	デュロック種	シムコデー オオダテ 6 709-11 (日豚D種DD05-A000956)	令和2年 1月30日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030006	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 2 005-06 (日豚D種DD16-A000779)	令和2年 2月6日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030007	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 2 005-08 (日豚D種DD16-A000780)	令和2年 2月6日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030008	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 2 007-04 (日豚D種DD16-A000773)	令和2年 2月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030009	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 2 008-05 (日豚D種DD16-A000774)	令和2年 2月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030010	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 2 008-08 (日豚D種DD16-A000775)	令和2年 2月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター

32016030011	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 3 009-06 (日豚D種DD16-A000785)	令和2年 2月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030012	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 3 009-08 (日豚D種DD16-A000781)	令和2年 2月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030013	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 012-05 (日豚D種DD16-A000782)	令和2年 3月19日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030014	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 012-07 (日豚D種DD16-A000783)	令和2年 3月19日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030015	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 6 015-03 (日豚D種DD16-A000786)	令和2年 4月2日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030016	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 5 019-07 (日豚D種DD16-A000787)	令和2年 4月23日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター
32016030017	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 021-06 (日豚D種DD16-A000788)	令和2年 4月23日	2級	富山市八尾町小井波1934 (株)シムコ八尾GGPセンター

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 2 月 17 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市魚躬字公門木115番1外22筆及び122番1地先	同左	道路公園 下水道 広場 水路	滑川市上小泉63番地3	有限会社大成興産

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 17 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局魚津住吉店 魚津市住吉 587番1 ほか6筆

2 店舗を設置する者 株式会社米三

3 変更事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物北側 1 箇所／18.0m³

(変更後) 建物西側 1 箇所／9.0m³ 建物北側 1 箇所／9.0m³

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ウエルシア薬局株式会社、未定1者/午前10時及び午後8時

(変更後) ウエルシア薬局株式会社、未定1者/午前9時及び翌午前0時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前8時30分～翌午前0時30分

4 変更の日 令和3年4月1日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 ウエルシア薬局株式会社、未定1者

(2) 店舗面積の合計 3,306㎡

(3) 店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側・西側1箇所/82台

イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側1箇所/15台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側1箇所/75㎡

(4) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所/敷地北側1箇所、敷地西側1箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

6 届出の日 令和3年2月8日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和3年2月17日から令和3年6月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年2月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

ア 除雪ドーザ（13t級）（富山00は428）	1台
イ 除雪グレーダ（3.7m級）（富山00は1118）	1台
ウ 除雪グレーダ（3.7m級）（富山000る435）	1台
エ 除雪トラック（7t級）（富山88た1654）	1台
オ 凍結防止剤散布車（4t級）（富山800は1055）	1台
カ 凍結防止剤散布車（4.0m ³ 級）（富山800は510）	1台
キ 凍結防止剤散布車（3t級）（富山800は513）	1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和3年4月16日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること又は当該売却物品等を直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年2月17日から令和3年3月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和3年3月3日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

ア 令和3年3月10日 午前10時00分

イ 令和3年3月10日 午前10時15分

ウ 令和3年3月10日 午前10時30分

エ 令和3年3月10日 午前10時45分

オ 令和3年3月10日 午前11時00分

カ 令和3年3月10日 午前11時15分

キ 令和3年3月10日 午前11時30分

- (2) 入札及び開札場所 〒 930-0006 富山市新総曲輪 4 番18号
富山県民会館 705号室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する

る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) その他詳細は、入札説明書による。
